



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束した締約国・地域数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約で定められている子どもの基本的人権

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できることなど



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られることなど



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできることなど



「子ども＝心身ともに未熟だから大人の言う通りにするべき」？

子どもは心身ともに未熟なため、特別な配慮や保護が必要です。しかし、子どもも大人と同じように一人の人間として様々な権利を持っています。子どもであることを理由に人権を侵害されることのないよう子どもを守ることは、大人の責任です。



Q.子どもの人権を守るために大人ができることは？

A.「サイン」を見逃さないこと！

- ・ いつも暗い顔をして、うつむいている。
- ・ 落ち着きがなく、乱暴になっている。
- ・ 体に不自然なアザやヤケドなどがある。
- ・ お風呂にきちんと入れていない。虫歯だらけになっている。
- ・ 子どもの不自然な泣き声や、大人の怒鳴り声が聞こえる。
- ・ 持ち物が壊れたり、落書きされたりしている。
- ・ 家のお金を持ち出したり、大金を扱っている。 等



上記のような子どもの心身の微妙な変化に気づくことが、いじめや児童虐待などの早期発見につながります。そして、冷静に事態を把握し、「悪化」を防ぐためには、公的機関の相談窓口に、ためらわず通報・相談することが大切です。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

子どもの頃を思い出してみましょう

いじめや虐待を受けていることを、なかなか大人に相談できない子どももいます。恥ずかしいから、口止めされているから、自分さえ我慢すれば大丈夫だから…など、相談できない理由は様々です。

子どもがやっとの思いで打ち明けてくれたときは、「どうして今まで相談しなかったのか」と責めるような対応を取らず、「相談してくれてありがとう」と受け止めてあげてください。



問いかけ

- ・ 子どもからいじめの相談を受けたら、あなたはどうしますか？
- ・ 子どもの変化に気づくためには、どうしたらよいと思いますか？



《関連する法律》

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律【平成12年（2000年）】
- ・ いじめ防止対策推進法【平成25年（2013年）】
- ・ こども基本法【令和5年（2023年）】